009002_5_機能要件(指定都市)_011法人住民税

※標準仕様書の機能要件(指定都市)にて、K列でフィルターをかけています。 ※ご確認事項は1件となります。N~0列にてご回答をお願いいたします。

項書	機能名称	機能ID	指定都市においてのみ実装必須機能	備考	要件の考え方・理由	(法人住民税制)要件の修正に係るご確認事項			WT機成員ご回答欄	
1. 法人基本情報管理 1.1. 基本情報登録 · 修正					検討分類	修正事由	修正方針 (事務局案)	修正方針(事務局案) への回答	ご回答の理由・詳細など (事務局からの質問に対する回答もこちらに記載)	
2.2.2.		0118006	法人基本情報で管理する支店情報の所在地から、市内の支店が所在する行政区を判別し、申告登録時にお ける行政区との均等剥譲税の有無と照合できること。不一致箇所については、アラートを表示でき、処 理の継続も可能なこと。		法人基本情報で支店が登録されている行政区において、均等割の課税がない。 あるいはその逆の場合に、システム上での一致を気づく性弱みを震。な お、注入基本情報の変度情報は法人の現況を網羅的に登録できているとは関ら ず、課税計算上は申告された情報を優先して扱うことから、あくまでアラート として定義することが変当としている。	報告	(デジタル庁が実施した「指定都市及び事業者との協議結果」として以下の意見を受領) ■指定都市からの意見 支店情報の所在地を読み込む際、現時点(申告登録時)でなく、 入力中申告書の事業年度末日時点での支店の所在地を読み込むよう希望(現時点の情報を読み込むと、事業所の移転がある法人にしいては、過年度申告等の入力の際に不要なエラーが多数出てしまう)。また、当該入力画面から基本台帳の支店一覧画面に直接アクセスできると利便性が向上すると思われる。 連用想定 法人基本情報の管理する支店情報の所在地から、事業年度末日時点での支店ので	左記のデジタル庁による協議結果では多数の指定都市が当該修正を支持する一方で、事業者からの否定的な見解が無かったため、以下のとおり要件を修正する。 「法人基本情報で管理する支店情報の所在地から、市内の支店が所在する方政区を判別になった。 「大会事者を使来時点における行政区との均等割課税の有無と照合できることとの均等割課税の有無と照合できること。不一致箇所については、アラートを表示でき、処理の継続も可能なこと。」		